平成２２年（フ）第１９６１３号
東京都大田区石川町２丁目９－３
債務者　伊藤　千祐
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６２４号
東京都葛飾区奥戸７丁目６―12
債務者　新木　正人
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６２５号
東京都江東区大島２丁目35―９―402
債務者　栗山永恵こと　呉　　永恵
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６２６号
東京都足立区西新井栄町１丁目18―１―1307
債務者　山口　如美（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３２号
埼玉県さいたま市見沼区大字小深作659―３
債務者　丸野　繁彦
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３４号
東京都足立区中央本町４丁目20―３―108
債務者　横井　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３５号
東京都荒川区荒川３丁目76―１―402
債務者　佐伯久美子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３６号
東京都練馬区北町５丁目17―７―602
債務者　服部　良一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３７号
東京都練馬区北町５丁目17―７―602
債務者　服部　淑江
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３８号
東京都練馬区北町５丁目17―７―602
債務者　服部　良美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６３９号
東京都墨田区菊川３丁目21―17―303
債務者　佐々木栄太
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４０号
東京都小平市花小金井２丁目16―17―410
債務者　香川まどか
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４１号
東京都葛飾区西水元５丁目８―13　２Ｆ
債務者　中園佳代子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４３号
東京都三鷹市上連雀２丁目３―４―301
債務者　秋山　曜子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４５号
東京都豊島区西巣鴨２丁目24―２―202
債務者　香取　久男
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９６４８号
神奈川県川崎市麻生区細山２丁目４―５―302
債務者　吉本　一巳
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部